基発第0929001号 平成18年9月29日

厚生労働大臣 殿

労働基準局長(公印省略)

「労働基準局の内部組織に関する細則」の一部改正について(内申)

標記について、厚生労働省の内部組織に関する訓令(厚生労働省訓第1号)の規定に基づき、別添のとおり関係書類を添えて申請しますので、よろしくお取り計らい願います。

## 労働基準局の内部組織に関する細則

平成18年10月1日適用

厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)、厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)、厚生労働省の内部組織に関する訓令(平成13年厚生労働省訓第1号)、じん肺法(昭和35年法律第30号)及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程(昭和47年労働省令第46号)に定めるところによるほか、労働基準局の内部組織を次のとおり定め、平成18年10月1日から適用する。 1.組織の名称、数又は定数

組織	補佐の	専	門	官		<u> </u>	係		専	門	職	主	査の
課等の名称	定数	名	称	定	数	数	名	称	名	称	定数	定	数
総務課	6 〈内 2〉					10 〈内3〉	を 本 本 本 本 を を を を を を を を を を を を を						
石綿対策室	1	中央労働衛	生専門官	1	1	ı	企画調整係						1
[労働保険審査会 事務室]	2					4	庶務係 審査第一係 審査第二係 審査第三係						
監督課	4 〈内 4 〉	労働監督訟	務官	1	L	8 〈内3〉	管理保保 企法規係 (政策第一係) (政策第二係) (調整係 監整係						
<b>労働条件値</b> 保改善対策室	1	外国人労働	条件専門官	1	l	2	改善係 特別対策係					_	
労働保険徴収課	3 〈内1〉	労働保険事務 中央徴収専	組合指導官 判官	1	Į.	8 〈内3〉	総務係 予算係 社会保険労務 企画係 (法規係) (決算像収係) (適用係) 指導係	士係					
労働保険徴収業務室	1					3 〈内 1〉	管理係 業務第一係 (業務第二係)		主任プロク	ブラマー	2		
安全衛生部計画課	5 〈内 2〉	安全衛生機I (中央産業安	関検査官 全専門官)	1 1 〈内 1	l	4	管理係 団体監理係 法規係 企画係						
国際室	1	(中央労働衛	<b>f</b> 生専門官)	1 〈内 1		2	業務第一係 業務第二係						
安全衛生部安全課	1	中央産業安 (安全衛生機	全専門官 (関検査官)	4 1 〈内 1	ιİ	3 〈内 2〉	業務第一係 (業務第二係) (業務第三係)						
建設安全対策室	1	技術審査官 中央産業安	全専門官		2 L	1	指導係						
安全衛生部労働衛生課	1	中央じん肺中央労働衛	診査医 生専門官		I 5	6 〈内 4〉	業務第一係 業務第二係 (業務第三係) (業務第五係) (業務第五係) (業務第六係)						
環境改善室	1	中央労働衛:	生専門官	1	L	2	環境改善係 測定技術係						
安全衛生部化学物質対策課	1	有害性調查 中央産業安 中央労働衛	全専門官	1 1 1		1	業務係						
化学物質評価室	1	化学物質情	報管理官	2	2	2	評価係 審査係						

<b>労災補償部労災管理課</b>	6 〈内1〉			1 1 〈内 1〉	管理係 総務係 企規係係 企規係係 予算保 議選 機構 機構調整第一係 (機構調整第二係) 監察係			1
労災保険財政数理室 	1 〈内 1 〉	労災保険数理専門官 	2	2	料率係 調査係	. •		
労災補償部補償課 ,	2	中央労災医療監察官 中央社会復帰指導官 労災医療専門官	1 1 1	6	業務係 企画調整係 通勤災害係 医事係 福祉係 二次健康診断等給付係			
職業病認定対策室	1	中央職業病認定調査官	5	2	職業病認定業務第一係 職業病認定業務第二係	<del></del>		
<b>労災保険審理室</b>	1	労災保険審査専門官 中央労災補償訟務官	3	3 〈内1〉	審査係 (審査第二係) 訟務係			
労災補償部労災保険業 務室	5 〈内 1 〉	システム管理調整官	1	15 〈内3〉	管理保保保保保保護の大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	主任プログラマー	3	
[システム最適化粧塩塩]	1			6 〈内 <b>4</b> 〉	システム調整係 (システム最適化第一係) (システム最適化第二係) 伝送係 (伝送第二係) (電子申請係)			
勤労者生活部企画課	4 〈内 <b>1</b> 〉	財産形成専門官		7	管理係 企法規係 設定改善助成係 設定改善援助係 財形配資係 財形管理係			
労働金庫業務室	1 〈内 1 〉	労働金庫検査官	6	2	指導係 検査係			
勤労者生活部勤労者生 活課	4 〈内1〉	賃金・退職金制度専門官 中央賃金指導官	1	8	調查係 数理係 賃金·退職金制度係 機構調整係 業務係 政策係 最低賃金係 指導係			
勤労者福祉事業室				2	援助係 指導係			
711	56 〈内15〉		52 〈内3〉	121 〈内25〉			5	2

(注)	1.	併任の官職	(関係のある他の	の職を占める	る者をも	って	充てられ・	るもの。	とする職)	を下記の記号	で示す。
		室 艮	{		• [	)					
		補 佐	<u> </u>			>					
			{		· (	)	=名称、	<内	>=定数		
		症.			· < 🗡	>					

2. 事務分担表

<u>2. 事務分担表</u>		
課長補佐等	係等の名称	<b>所掌事務</b>
【総務課】	mark andre	2 2 2 2 2 2 2 2
課長補佐	秘書人事係	1. 局長秘書に関すること。 2. 局内職員の人事・給与に関すること。
		3. 服務及び福利厚生に関すること。
課長補佐	人事係	1. 労働基準局職員・地方職員(監督官)の人事・懲戒及び分限に関すること(大臣官房地方課所
		掌分を除く。)。
		2. 労働基準局職員の叙位、叙勲に関すること。 1. 労働基準局及び地方官署の職員の昇格・定数に関すること(大臣官房地方課所掌分を除
	給与·職員係	1. 労働基準同及い地方音者の職員の外格・足数に関すること人民音房地方採別率方を除く。)。
		2. 地方職員の研修(労働基準局関係)に関すること。
課長補佐(併)	総括係	1. 局の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関すること。
	法規係	1. 局所掌法令に属するものの制定、改廃及び解釈に係る事務(他の所掌に属するものを除く。)に関すること。
		2. 行政評価・監視に関すること。
課長補佐		1. 地方官署の組織及び定員に関すること(大臣官房地方課所掌分を除く。)。
== '=-'T*\\`\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		1. 広報に係る連絡調整に関すること。
課長補佐(併) 課長補佐	監理係(併) 予算係	1. 公益法人に関すること。 1. 局内の予算編成、執行及び配賦等に関すること。
M M HIT	庶務経理係(併)	1. 課の所掌に係る庶務一般に関すること。
		2. 局内(一般会計)の経理に関すること。
【石綿対策室】 室長補佐	企画調整係	  1. 局の所掌に係る石綿に関する対策の企画及び調整に関すること。
至政制任	主査	1. 向の別事に伝る有種に対する対象の正画及び調整に関すること。 1. 企画調整係の所掌事務の一部を分掌する。
【労働保険審査会事務室】		
室長補佐		1. 室の所掌に係る庶務一般に関すること。
室長補佐	審査第一係	2. 室の予算及び経理等に関すること。 1. 労災保険の再審査事務(第一合議体関係)に関すること。
主人加压	審査第二係	1. 労災保険の再審査事務(第二合議体関係)に関すること。
Val to Sm S	審査第三係	1. 雇用保険、退職金共済の再審査事務に関すること。
【監督課】 課長補佐(併)	  管理係	1. 課の所掌に係る庶務一般に関すること。
<b>承文和社(元)</b>	自压体	2. 課の予算及び経理等に関すること。
課長補佐(併)	企画係	1. 課の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関すること。
	法規係	1. 法令の制定、改廃及び解釈に関すること(政策第一係、政策第二係及び調整係の所掌に属することのようのような
課長補佐(併)	政策第一係(併)	るものを除く。)。 1. 労働契約法制の検討及び制定に関すること。
pro-4 (117)-12(01)	政策第二係(併)	1. 労働時間及び休息に関する法令の見直しに係る検討及び改正に関すること。
	調整係(併)	1. 労働契約法制の検討及び制定並びに労働時間及び休息に関する法令の見直しに係る検討
課長補佐(併)	監督係	及び改正についての調整等に関すること。 1. 監督官の権限行使に関すること。
RX IX THE COLD	加良水	2. 監督業務の計画運営に関すること。
	監察係	1. 地方局署の監督業務の指導及び調整等に関すること。
労働監督訟務官 【労働条件確保改善対策室	<u> </u>	1. 行政不服審査、行政事件訴訟及び国家賠償請求訴訟に関すること。
【力划朱什唯体以普列克主 室長補佐	■】  改善係	1. 室の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関すること。
	特別対策係	1 外国人労働者・技能実習生対策及び派遣労働者対策等に関すること。
外国人労働条件専門官		1. 外国人労働者に係る労働条件の確保及び改善についての指導及び調整等に関すること。
【労働保険徴収課】 課長補佐	総務係	  1. 課の所掌に係る庶務一般に関すること。
IN A THIPL	₩₽472 NV	
	予算係	1. 徴収勘定に係る予算の編成、執行及び配賦等に関すること。
課長補佐		1. 社会保険労務士法の施行、試験の実施に関すること。 1. 課の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関すること。
•	全画係 法規係(併)	1 法令の制定 改磨及び解釈に関すること。
課長補佐(併)	決算徴収係(併)	1. 徴収勘定に係る歳入歳出及び決算に関すること。
	適用係(併)	11 労働保険の↑箇用に関すること。
労働保険事務組合指導官	指導係	1. 労働保険の徴収等に関する通達の作成、業務指導及び統計等に関すること。 1. 労働保険事務組合の育成、指導に関すること。
中央徴収専門官		1. 労働保険の徴収、滞納処分等の専門的、技術的な指導に関すること。
【労働保険徴収業務室】	Andre Control State	
室長補佐	管理係	1. 室の所掌に係る庶務一般に関すること。 2. 室の予算及び経理等に関すること。
	業務第一係	2. 至の「昇及い程理寺に関する」と。 1. システム設計、機械処理、業務指導及び研修等に関すること。
	業務第二係(併)	1. プログラムの作成及び保管に関すること。
	主任プログラマー	1. システムの評価、改善、プログラムの企画及び調整に関すること。

課長補佐等	係等の名称	<b>所掌事務</b>
《安全衛生部》		
【計画課】 課長補佐	管理係	1. 部の所掌に係る庶務一般に関すること。
課長補佐	団体監理係	2. 部の予算及び経理等に関すること。 1. 労災防止団体の監督、定款の認可及び補助金の交付に関すること。 2. 労働安全衛生コンサルタント関係業務に関すること。
課長補佐 課長補佐(併)	法規係 企画係	2. 分園女主用生ニンググランド園は来場に関すること。 1. 法令の制定、改廃及び施行に関すること。 1. 部の所掌に係る施策の企画立案等に関すること。
課長補佐(併) 安全衛生機関検査官	正興休	1. 部の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関すること。 1. 登録製造時等検査機関等の業務監督等の指導に関すること。
【国際室】 室長補佐	業務第一係 業務第二係	1. 産業安全及び労働衛生に係る国際関係事務に係る企画及び調整等に関すること。 1. 国際協力関係業務に関すること。
【安全課】 課長補佐	業務第一係	 1. 課の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関すること。 2. 課の予算・組織に関すること。
	業務第二係(併) 業務第三係(併)	1. 一般機械(プレス機械、木工機械を除く)関係災害等の防止及び事後措置に関すること。 1. 電気災害、陸上貨物取扱業及び交通運輸業関係災害等の防止及び事後措置に関すること。
安全衛生機関検査官(併) 【建設安全対策室】		1. 登録製造時等検査機関等の業務監督等の指導に関すること。
室長補佐 技術審査官	指導係	1. 建設業における労働災害防止に関すること。 1. 建設工事計画の安全確保に係る審査等に関すること。
【労働衛生課】 課長補佐	業務第一係	1. 課の所掌に係る庶務一般に関すること。 2. 課の予算・組織に関すること。
	業務第二係 業務第三係(併) 業務第四係(併)	1. 課の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関すること。 1. じん肺法及び粉じん障害防止規則の施行等に関すること。 1. 健康保持増進事業の実施等に関すること。
	業務第五係(併)	1. 電離放射線障害防止規則及び高気圧障害防止規則等の施行に関すること。 1. 健康診断の基準等に関すること。
【環境改善室】 室長補佐	環境改善係 測定技術係	1. 快適職場形成促進事業等に関すること。 1. 作業環境測定基準の指導等に関すること。
【化学物質対策課】	業務係	1. 課の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関すること。
課長補佐	<b>  本切   N</b>	2. 課の予算・組織に関すること。  1. 有害性調査を行う機関に係る試験施設等に対する適合確認査察及び査察結果の計画等に関
有害性調査機関査察官		すること。
【化学物質評価室】 室長補佐	評価係 審査係	1. 化学物質により労働災害が生ずるおそれの評価等に関すること。 1. 新規化学物質の審査及び名称の公表等に関すること。
化学物質情報管理官 《労災補償部》 【労災管理課】		1. 化学物質の有害性調査及び情報収集等に関すること。
課長補佐	管理係	1. 部の所掌に係る庶務一般に関すること。 2. 労災勘定に属する本省職員の給与に関すること。
	総務係	1. 労災補償事務に係る組織及び定員に関すること。 2. 労災勘定の人件費等に関すること。
課長補佐	企画調整係	1. 部の所掌に係る施策の企画立案等に関すること。 2. 部の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関すること。 1. 企画調整係の所掌事務の一部を分掌する。
課長補佐	法規係 予算係	1. 法令の制定、改廢及び施行に関すること。
課長補佐	決算係 経理係	1. 労災勘定に係る予算の編成、執行及び配賦等に関すること。 2. 労災勘定に係る歳入歳出及び決算に関すること。 1. 労災勘定の支出負担行為及び契約等に関すること。
	調度係	2. 労災勘定の支出に関すること。 1. 労災勘定の債権管理及び徴収に関すること。
課長補佐	機構調整第一係 機構調整第二係(併)	2. 労災勘定の物品及び国有財産の管理等に関すること。 1. 独立行政法人労働者健康福祉機構が行う業務の指導及び連絡調整に関すること。 1. 独立行政法人労働者健康福祉機構が行う労災病院の再編業務の指導及び調整に関するこ
課長補佐(併)	監察係	と。 1. 監察計画樹立の補助に関すること。 2. 監察実施事務の補助及び監察記録の整備保存に関すること。

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
【労災保険財政数理室】 室長補佐(併)	料率係調査係	1. 労災保険率、特別加入保険料率の算定及び検討等に関すること。 1. 労災保険経済の分析及び見通しの作成並びに必要な事項についての調査に関すること。
労災保険数理専門官		1. 労災保険数理一般、メリット制度及び各種調査の計画等に関すること。
【補償課】	業務係	1. 休業(補償)給付、障害(補償)給付、遺族(補償)給付、葬祭料(葬祭給付)、傷病(補償)年金及で介護(補償)給付等に関すること。 2. 課の所掌に係る庶務一般に関すること。
	企画調整係	2. 踩の所事にほる無務一般に関すること。 1. 部の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関すること。 2. 労災補償関係法令の疑義照会等に関すること。
	通勤災害係	1. 通勤災害等に関すること。 2. 特別加入に関すること。
課長補佐	医事係 福祉係 二次健康診断等給付係	1. 療養(補償)給付、診療費の審査制度及び指定医制度等に関すること。 1. 労働福祉事業に関すること。 1. 二次健康診断等の給付に関すること。
中央労災医療監察官 中央社会復帰指導官		1. 療養(補償)給付等の適正事務についての地方監察官等への指導等に関すること。 1. 被災労働者の社会復帰の促進についての地方局署関係職員への指導等に関すること。 1. 労災医療に要する費用の算定基準の策定、その他労災医療に関する事務で専門的事項に
労災医療専門官 ————————————————————————————————————		1. 労災医療に要する費用の鼻圧基準の兼定、その他労災医療に関する事務で専門的事項に すること。
【職業病認定対策室】 室長補佐	職業病認定業務第一係	 1. 負傷に起因する脳・心臓疾患等に係るもの等に係る認定基準の策定、改廃並びにりん何事 等の取扱に関すること。
中央職業病認定調査官		1. じん肺肺がん等に係る認定基準の策定、改廃並びにりん何事案等の取扱に関すること。 1. 業務上疾病に係る認定、その他補償に関する事務で専門的知識を必要とする事項についての調査等に関すること。
【労災保険審理室】		
室長補佐	審查係 審查第二係(併) 訟務係	1. 労働保険審査会の審査事案等に関すること。 1. 労働保険審査会との連絡調整に関すること。 1. 労災補償関係の訴訟に係る事務に関すること。
労災保険審査専門官 中央労災補償訟務官		1. 労働保険審査会の審査事案に関する事務で専門的事項に関すること。 1. 労災補償及び労災保険に係る争訟に関する事務等。
【労災保険業務室】 室長補佐		1. 室の所掌に係る庶務一般に関すること。 2. 室の予算の編成及び実行計画に関すること。
	経理係	<ol> <li>資金前途官吏の事務に関すること。</li> <li>分任契約担当官の事務に関すること。</li> </ol>
室長補佐	企画調整係 年金業務係	1. 室の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関すること。 1. 年金給付、労災就学等援護費、福祉施設給付金、一時金給付及び介護(補償)給付の支給 係る業務の企画調整並びに関連部局との連絡調整に関すること。
	1 -,	1. 年金給付等の受給者の相談・支援に係る業務委託・調査研究及び資料分析に関すること( の係に属するものを除く。)。
室長補佐	システム管理係 統計調査係	1. 労災特別介護施設の設置に係る企画、計画の実施及び連絡調整等に関すること。 1. システムの実施(移行)計画及び改善、開発事案に係る運用計画・管理等に関すること。 1. 労災保険給付に係る機械処理決算業務に関すること。
	短期給付係	2. 労災保険給付に係る給付統計等に関すること。 1. 短期給付一元管理システム等の機械処理に係る業務分析・プログラム改修等に関すること。 1. 各システムの運用に関すること。
室長補佐	支払第一係 支払第二係	1. 年金給付等及び診療費の支払、支払に係る事故処理等に関すること。 1. 支払関係リスト等の整備及び保管等に関すること。
室長補佐(併)	開発係(併) 情報システム業務係(併)	1. 新規システムの設計、テスト及び事務処理手引き等の作成等に関すること。 1. 労働基準情報システムに係る事務一般に関する企画及び調整に関すること。 1. 労働基準情報システムの開発、運用、管理に関すること。
システム管理調整官		1. 労働基準値報ンステムの研究、連用、管理に関すること。 1. 新規システムの開発業務の統括に関すること。 1. システムの評価、改善、プログラムの企画及び調整に関すること。
【システム最適化推進室】		
室長補佐	システム調整係	1 労災行政情報管理システム及び労働基準情報システムの連携、調整に関すること。 2 刷新可能性調査結果の費用提案に基づく予算編成及び刷新可能性調査により提案された
	システム最適化第一係(併)	達方式の検討及び調整に関すること。 1 労災行政情報管理システムの最適化計画策定に関すること。 2 システム最適化の評価に関すること。
	システム最適化第二係(併)	1 新システムへの移行・実施に関すること。
	(左送係) (伝送第二係(併)	2 労災保険業務におけるシステム開発に係る業務分析等に関すること。 1 データ通信回線網及び通信制制御用電子計算機の利用計画に関すること。 1 業務・システムの最適化の実施による通信制御用電子計算機の廃止に伴う電子計算機処理
	電子申請係(併)	び端末装置の開発に関すること。 1 電子申請システムの開発に関すること。

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
《勤労者生活部》 【企画課】		
課長補佐	管理係	1. 部の所掌に係る庶務一般に関すること。
	企画係	2. 部の予算の編成及び実行計画に関すること。 1. 勤労者の福祉に係る施策の企画立案等に関すること(勤労者生活課の所掌に属するものを除く。)。
課長補佐	法規係	1. 法令の制定、改廃及び施行に関すること。
課長補佐	設定改善助成係	1. 労働時間等設定改善に係る助成金の支給に関すること。 2. 仕事と生活の調和の取れた働き方の普及促進等に係る委託事業に関すること。
	設定改善援助係	3. 仕事と生活の調和推進会議の開催等に係る地方指導に関すること。 1. 労働時間等設定改善に係る委託事業に関すること。
課長補佐(併)	財形融資係	2. 労働時間等設定改善に関する施策の地方指導に関すること。 1. 勤労者財産形成融資制度の運営等に関すること。
	財形管理係	1. 勤労者財産形成貯蓄制度の運営に関すること。 2. 勤労者財産形成促進制度に係る税制に関すること。
財産形成専門官		1. 勤労者財産形成制度についての調査及び研究並びに勤労者財産形成促進制度の改善及び 普及等に関すること。
【労働金庫業務室】		2.1に係る関係機関との連絡調整等に関すること。
室長補佐(併)	指導係 検査係	1. 労働金庫及び労働金庫連合会の指導及び監督等に関すること。 1. 労働金庫及び労働金庫連合会の検査の企画立案に関すること。
労働金庫検査官		1. 労働金庫及び労働金庫連合会の検査に関すること。
【勤労者生活課】 課長補佐	調査係	1. 法令の制定、改廃及び施行に関すること。
		2. 勤労者の福祉に係る施策の企画立案等に関すること(企画課の所掌に属するものを除く。)。 1. 賃金・退職金制度に関する企画、立案及び退職手当の保全措置等に関すること。
課長補佐(併)	数理係	1. 中小企業退職金共済制度の数理等に関すること。
課長補佐	機構調整係 業務係	1. 独立行政法人勤労者退職金共済機構が行う業務の指導及び連絡調整等に関すること。 1. 中小企業退職金共済制度の運営等に関すること。
課長補佐	政策係	1. 賃金の基準(最低賃金を含む)に関する施策の企画立案に関すること。 2. 賃金に関する法令の制定、改廃及び施行等に関すること。
	最低賃金係	1. 課の所掌に係る統計調査の実施、分析及び連絡調整に関すること。
	指導係	1. 最低賃金制の運用に関すること。 1. 賃金・退職金制度に関する企画立案に関すること。
中央賃金指導官		2. 1に係る関係機関との連絡調整等に関すること。 1. 賃金に関する専門知識についての地方局署職員への指導及び地方局相互間の調整に関す
7 7 7 7 7 7		3. と。
【勤労者福祉事業室】 室長補佐(併)	接助係 指導係	1. 中小企業勤労者総合福祉推進事業の実施等に関すること。 1. 労働者の福利厚生に係る施策の実施等に関すること。

.